

## 妊娠おめでとうございます!!

里帰りなどで五條市が契約を結んでいない医療機関や助産所等で妊婦健康診査を受診する場合、受診費用をいったん、医療機関等の窓口でお支払いください。後日、決められた範囲内で指定口座に返金します。

※返金の申請には、受診時の領収書などが必要です。処分せずに、申請時まで保管しておいてください。

### 1. 【申請場所】

五條市こども家庭センター〔カルム五條内〕

住所：五條市野原西 6-1-18

受付時間：平日8時30分から17時15分（年末年始・土・日・祝祭日を除く。）

※代理人による提出、郵送での提出も可能です。



### 1. 【申請に必要なもの】

- ① 妊婦健康診査費用請求明細書（妊娠届出時にお渡しする書類）
- ② 妊婦健診受診時の領収書、明細書（病院で発行されたものの原本）
- ③ 親子健康手帳（領収年月日と同受診日の妊婦健診受診結果の記載があるもの）
- ④ 本人確認書類（住民票、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- ⑤ 申請者（本人）名義の通帳（家族名義の場合には、別に委任状が必要です。）

※郵送の場合、必ず③～⑤の写しを同封してください。

### 2. 【申請期間】

- 受診ごと、月まとめ、14回分まとめてなど14回までであれば申請回数に制限はありません。申請する健診のうち、最後の受診から6か月以内に申請してください。
- できるだけ年度内に申請してください。  
（令和6年4月～令和7年3月末までの受診分は、令和7年4月中頃までに申請してください。）

### 3. 【公費負担額（上限）】

公費負担の上限は14回の健診に対して100,000円までとなります。

※支払った金額（健康保険適用分を除いた額）が、上限額より少ない場合は、少ない額を上限額とします。

※委託医療機関で受けた場合と同一条件での助成となりますので、窓口負担が10万円を超えていても全額返金できない場合があります。

### 4. 指定医療機関（県内及び橋本市（橋本市民病院・奥村マタニティクリニック・いこまレディースクリニック）の医療機関）に転院する場合は、こども家庭センターへご連絡ください。

### 5. 転出される場合

転出日以降の受診費用は申請対象外です。五條市の書類は破棄して転入先にご相談ください。ただし、親子健康手帳は引き続きご使用ください。

申請・問合せ先：

五條市こども家庭センター 母子保健係

（カルム五條内）

五條市野原西 6-1-18

TEL:0747-22-4001（内線 289）